

福島復興再生特別措置法案について

東日本大震災復興対策本部事務局

1. 趣旨

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進
- ・福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として福島復興再生基本方針を策定し、それに基づき特別の措置を実施
- ・国と福島との協議の場として原子力災害からの福島復興再生協議会を規定

2. 特別な措置の概要等

- (1) 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
 - ・国による公共施設の工事（道路、河川等）や公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
 - ・課税の特例（避難解除区域内での機械等の取得や被災者雇用への特例）
 - ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保
- (2) 放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置
 - ・健康管理調査、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など
- (3) 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置
 - ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）
 - ・東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等
 - ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など
- (4) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進
 - ・再生可能エネルギー源の利用、高度な医療の提供等に関する研究開発拠点の整備などの研究開発推進、企業立地促進など新たな産業の創出等の取組を重点的に推進するための措置
- (5) その他
 - ・新たな規制の特例措置等に関する提案等
 - ・福島の復興及び再生状況等に応じ、この法律の規定を見直し

3. 施行期日等

2月上旬提出予定（予算関連）

※ 今後、各方面との調整により、全体的に変更があり得る。